

大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成２１年規則第１２７号）第２条第５号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「法」という。）第６条第１項第４号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮の基準を次のように定め、令和４年２月２０日から施行する。

令和４年２月１５日

大津市長 佐藤 健司

認定対象建築物（認定対象住戸（一戸建ての住宅又は共同住宅等に含まれる一の住戸であって法第６条第１項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）が次に掲げる区域以外の区域にあること。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項に規定する災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項に規定する浸水被害防止区域